

知的財産の相談アドバイザーの適性について

次の①～⑩までの項目について適性があることを説明してください。

記載者氏名（応募者）：_____

①企業や支援機関等において知的財産に関わる部署に従事した実務経験を3年以上有する者、知的財産管理技能士又は弁理士試験合格者のいずれかであることについて

⇒

②知財総合支援窓口事業の目的等について理解していると判断される者であることについて

⇒

③中小企業等への支援による地域の活性化等についての意欲を有していると判断される者であることについて

⇒

④中小企業等が抱えている課題を的確に把握・整理する能力を有していると判断される者であることについて

⇒

⑤下記に記載するような課題等を意識しながら、相談者からの相談内容に、意欲を持って対応し、相談内容を正確に把握・分析し、解決策を提示することができる知見及び資質を有していると判断される者であることについて

- ・ 中小企業等の企業経営における知的財産意識の動機付け

⇒

- ・ 知的財産制度の概要説明

⇒

- ・ 知的財産権に関する各種支援施策等の紹介・説明

⇒

- ・ 研究開発、事業化等に関する補助金等支援施策の紹介・説明

⇒

⑥課題等を解決に導くために、中小企業等の企業経営を理解できるとともに、中小企業等の経営者と適切なコミュニケーションを取りつつ、信頼関係を構築することができる資質を有すると判断される者であることについて

⇒

⑦窓口運営担当者や知財専門家、支援機関の担当者と適切にコミュニケーションを取りつつ、知財専門家や支援機関との連携など支援全体のマネジメント能力を有すると判断される者であることについて

⇒

⑧知的財産に関する制度全般及び中小企業向け支援施策への知識、特許等の産業財産権の電子出願を含む出願等手続に関する知見を有するとともに、職務発明制度の改正など、常に知的財産制度の最新情報を把握する意識を有すると判断される者であることについて

⇒

⑨中小企業等との相談内容を支援内容報告シートに適切にまとめて記載できる能力を有すると判断される者であることについて

⇒

⑩秘密を保持すべき情報（未公開の技術情報、新規事業プランなど）を的確に把握し、秘密保持を確実に実施できる能力を有すると判断される者であることについて

⇒

以上